



# 栃木県公報

平成26年  
3月28日(金)  
号外  
第24号

## 目次

### 規則

○栃木県環境影響評価条例施行規則の一部改正	1
○栃木県環境保全資金融資規則の一部改正	7
○栃木県森林審議会規則の一部改正	7

## 規則

### 栃木県規則第十六号

栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十六年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県環境影響評価条例施行規則（平成十一年栃木県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

「第二節 準備書に係る手続（第八条・第九条）」

目次中 第三節 説明会に係る手続等（第十条―第十七条）を「第二節 準備書に係る手続（第八条―

第四節 公聴会に係る手続（第十八条―第二十五条）」

第二十五条）」に、「第五節」を「第三節」に、「第六節」を「第四節」に改める。

第四条第五項中「方法書」を「方法書等」に改める。

第五条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条第一項に次の一号を加える。

九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第五条第二項中「方法書」を「方法書等」に改め、同項第二号中「に掲げる地域」を「の地域」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第六条第三項の規定による公表は、知事が指定した日から起算して一月間、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトに掲載する方法
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

第五条の次に次の五条を加える。

（説明会の開催）

**第五条の二** 条例第六条の二第一項に規定する方法書説明会は、方法書説明会に参加する者の参集の便をできる限り考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。この場合において、前条第一項第四号の地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（説明会開催計画書の提出）

**第五条の三** 条例第六条の二第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による書面の提出は、説明会開催計画書（別記様式第二号）に方法書説明会の会場付近の見取図を添付して行うものとする。

- 一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 方法書説明会の開催の日時及び場所
- 三 方法書説明会の会場の収容人員
- 四 方法書説明会の開催についての周知の方法

（説明会の開催についての周知）

**第五条の四** 条例第六条の二第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のうちいずれか二以上の方法とす

る。

- 一 官報への掲載
  - 二 県又は第五条第一項第四号の地域をその区域に含む市町村の広報紙への掲載
  - 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
  - 四 公共の場所の掲示板への掲示
  - 五 印刷物の配布又は回覧
  - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 2 条例第六条の二第二項の規定による周知は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
  - 二 第五条第一項第四号の地域の範囲
  - 三 方法書の内容
  - 四 方法書説明会の開催の日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

**第五条の五** 条例第六条の二第三項の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(説明会結果報告書等の提出)

**第五条の六** 条例第六条の二第四項の規定による方法書説明会を開催した場合の書類の提出は、説明会結果報告書(別記様式第三号)に方法書説明会において配布した書類を添付して行うものとする。

2 条例第六条の二第四項の規定による方法書説明会を開催しなかった場合の書類の提出は、説明会中止事由等報告書(別記様式第四号)により行うものとする。

第八条第三項中「準備書及び要約書」を「準備書等」に、「別記様式第二号」を「別記様式第五号」に改める。

第九条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条第二項中「、条例」を「条例」に、「準用する」を「、第五条第三項の規定は条例第十二条第二項において準用する条例第六条第三項の規定による公表について、それぞれ準用する」に改める。

第二章第三節の節名を削り、第十条を次のように改める。

(説明会の開催等)

**第十条** 第五条の二から第五条の六まで(第五条の四第二項第二号及び第三号を除く。)の規定は、条例第十三条第一項の規定による準備書説明会の開催について準用する。この場合において、第五条の三中「第六条の二第二項」とあるのは「第十三条第二項において読み替えて準用する条例第六条の二第二項」と、同条第一号中「第五条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第九条第一項第一号」と、第五条の四第一項及び第二項中「第六条の二第二項」とあるのは「第十三条第二項において読み替えて準用する条例第六条の二第二項」と、同項第一号中「第五条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第九条第一項第一号から第三号まで」と、第五条の五中「第六条の二第三項」とあるのは「第十三条第二項において読み替えて準用する条例第六条の二第三項」と、第五条の六第一項及び第二項中「第六条の二第四項」とあるのは「第十三条第二項において読み替えて準用する条例第六条の二第四項」と読み替えるものとする。

第十一条から第十四条までを次のように改める。

**第十一条から第十四条まで 削除**

第二章中第四節の節名を削り、第五節を第三節とする。

第二十七条第二項中「評価書及び要約書」を「評価書等」に改める。

第二十八条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条第二項中「、条例」を「条例」に、「準用する」を「、第五条第三項の規定は条例第十九条第二項において準用する条例第六条第三項の規定による公表について、それぞれ準用する」に改める。

第二章中第六節を第四節とする。

第三十七条第一項及び第二項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(報告書についての公告及び縦覧等)

**第三十七条の二** 条例第二十九条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 報告書の名称

三 報告書の縦覧の場所、期間及び時間

2 第五条第二項の規定は条例第二十九条の二第一項の規定による縦覧について、第五条第三項の規定は条例第二十九条の二第二項において読み替えて準用する条例第六条第三項の規定による公表について、それぞれ準用する。

(報告書についての知事の意見)

第三十七条の三 条例第二十九条の三第一項の規則で定める期間は、三月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、四月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第七条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めたときについて準用する。

第四十一条第一項及び第二項中「第十二条第二項」及び「第十九条第二項」の下に「(条例第六条第二項の規定を準用する部分に限る。)」を加え、同項の表第五条第三項の項中「に規定する地域」を「の地域」に改め、同表第六条第一項の項中「第六条第一項」の下に「及び第三項」を加え、

方法書を	前条第一項第五号に規定する地域内において、方法書を	を
方法書等を公告	前条第一項第五号の地域内において、方法書等を公告	に改め、同
事業者	都市計画決定権者	

項の次に次のように加える。

第六条の二	事業者	都市計画決定権者
-------	-----	----------

第四十一条第二項の表第七条の項中「前条第二項」を「第六条第二項」に改め、同表第十二条第一項の項中「第十二条第一項」を「第十二条」に、

公告し、	公告し、関係地域内において、	を
公告し、	公告し、関係地域内において、	に改め、同
第六条第二項及び第三項	第六条第三項	

表第十九条第一項の項中「第十九条第一項」を「第十九条」に、

公告し、	公告し、関係地域内において、	を
公告し、	公告し、関係地域内において、	に改め、同
第六条第二項及び第三項	第六条第三項	

条第三項中「第八条第二項」の下に「、第十条」を、「都市計画決定権者」との下に「、第十条中「、条例」とあるのは「、第四十一条第二項の規定により読み替えて適用される条例」とを加える。

第四十二条中第三項を第四項とし、同条第二項中「準備書を」を「前項の規定により準備書を」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都市計画決定権者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十二条第一項の規定により準備書等を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市

計画の案と併せて縦覧に供し、前条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十九条第一項の規定により評価書等を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第二十条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

第四十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条第二項の規定により準備書等を都市計画の案と併せて縦覧に供する場合における当該都市計画の案についての都市計画法第十七条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第十七条第一項中「二週間」とあるのは「一月間」と、同条第二項中「縦覧期間満了の日」とあるのは「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日」とする。

第五十二条中「増加し、又は減ずる」を「これを増減する」に改め、同条第一号中「方法書」を「方法書等」に改め、同条第二号中「準備書及びこれを要約した書類」を「準備書等」に改め、同条第三号中「評価書及びこれを要約した書類」を「評価書等」に改め、同条第五号中「条例第二十九条第二項の」を削る。

第五十三条中「及び第二十四条第三項」を「、第二十四条第三項及び第二十九条の二第一項」に改める。

別記様式第一号中「環境影響評価方法書」を「環境影響評価方法書等」に改め、同様式備考4中「方法書」を「方法書等」に改める。

別記様式第二号を削る。

別記様式第三号中「（第11条関係）」を「（第5条の3関係）」と、「第13条第2項」を「第6条の2第2項（同条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第6条の2第2項）」と、

1	（施行規則第12条第1項第 号該当）
2	（施行規則第12条第1項第 号該当）

を

1	（施行規則第5条の4第1項第 号（施行規則第10条において読み替えて準用する場合を含む。）該当）
2	（施行規則第5条の4第1項第 号（施行規則第10条において読み替えて準用する場合を含む。）該当）

に改め、同様式を別記様式第二号

とする。

別記様式第四号中「（第14条関係）」を「（第5条の6関係）」と、「第13条第4項」を「第6条の2第4項（同条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第6条の2第4項）」と、

1	（施行規則第12条第1項第 号該当）
2	（施行規則第12条第1項第 号該当）

を

1	（施行規則第5条の4第1項第 号（施行規則第10条において読み替えて準用する場合を含む。）該当）
2	（施行規則第5条の4第1項第 号（施行規則第10条において読み替えて準用する場合を含む。）該当）

に改め、同様式を別記様式第三号

とする。

別記様式第五号中「（第14条関係）」を「（第5条の6関係）」と、「準備書記載事項周知報告書」を「説明会中止事由等報告書」と、「第13条第4項」を「第6条の2第4項（同条例第13条第2項において読み替えて

て準用する同条例第6条の2第4項)」」

準備書の記載事項を周知した地域	
準備書記載事項の周知方法	(施行規則第13条第2項第 号該当)
提供した書類の部数	部

せ

方法書(準備書)記載事項の周知方法	
-------------------	--

に

改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、同様式を別記様式第四号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第5号（第8条関係）

準 備 書 提 出 書

年 月 日

栃木県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
提出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊞  
電話番号

栃木県環境影響評価条例第11条第2項の規定により、別添のとおり環境影響評価準備書等を提出します。

対 象 事 業 の 名 称		整理番号	*
対 象 事 業 の 種 類 及 び 規 模	(条例別表第 号該当)		
対 象 事 業 実 施 区 域			
関 係 地 域 の 範 囲			
事 後 調 査 の 項 目			
方 法 書 に 対 す る 意 見 書 の 提 出 状 況	意見書の提出者数	人	
	意見書の総数	通	
調 査 等 の 委 託 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
事 業 の 実 施 に 必 要 な 許 認 可 等 の 種 類 及 び 内 容			
連 絡 先	所在地 所属	電話番号 担当者職氏名	

備考

- 1 対象事業実施区域の欄には、大字・字単位まで記入すること。
- 2 対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域を示した図面（縮尺1万分の1程度のもの）を添付すること。
- 3 対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域において、特別配慮地域又は配慮地域が分布している場合にあっては、その状況を示した図面（縮尺1万分の1程度のもの）を添付すること。
- 4 調査等の委託を受けた者の住所及び氏名の欄は、調査等を他の者に委託した場合にのみ記入すること。
- 5 準備書等の提出部数は、80部とすること。
- 6 \*印の欄は、記入しないこと。

別記様式第七号中「環境影響評価書及び報告書」を「環境影響評価書」に改め、同様式備考5及び6中「評価書及び報告書」を「評価書」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(環境森林政策課)

### 栃木県規則第十七号

栃木県環境保全資金融資規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県環境保全資金融資規則の一部を改正する規則

栃木県環境保全資金融資規則(平成十二年栃木県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号イ中「百万円」の下に「(当該事業が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置に係るものである場合にあつては、五百万円)」を加える。

第七条第一項中「受けようとする者」の下に「(以下「融資希望者」という。)」を加え、同条第三項中「申込者」を「融資希望者」に、「交付する」を「交付するとともに、その写しを取扱金融機関に送付する」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

融資希望者は、前条第一項の規定により事業計画書を提出したときは、取扱金融機関に融資の申込みをするものとする。

第八条第二項中「取扱金融機関は」の下に「、前条第三項の規定による認定書の写しの送付を受けた場合において」を加え、同条第四項中「当該認定者」を「前条第三項の規定による認定書の交付を受けた者(以下「認定者」という。)」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(環境保全課)

### 栃木県規則第十八号

栃木県森林審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県森林審議会規則の一部を改正する規則

栃木県森林審議会規則(昭和五十四年栃木県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県森林審議会条例(平成二十六年栃木県条例第八号。以下「条例」という。)第五条の規定に基づき、栃木県森林審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。)及び森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第二条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「五人の委員をもつて」を「委員五人で」に改め、同条第三項第二号中「解除で、」を「解除で」に改め、同項第三号中「第七条の五第一項に規定する」を「第七条の五第一項の規定による」に改め、同条に次の一項を加える。

4 部会の会議については、条例第三条の規定の例による。

第三条を次のように改める。

(意見の聴取)

第三条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、当該審議会及び部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第四条第一項中「会議(審議会及び部会をいう。以下この項において同じ。)」を「審議会及び部会の会議」に改め、同条第二項中「議長及び」を「会長(部会にあつては、部会長。以下この項において同じ。)及

び」に、「議長が」を「会長が」に改める。

第五条を削る。

第六条中「関し、」を「関し」に改め、同条を第五条とする。

**附 則**

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(森林整備課)